

## 平成28年9月定例会会議録

平成28年豊郷町議会9月定例会は、平成28年9月6日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
5 番	西 山 勝
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
12 番	今 村 恵美子

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

11 番	河 合 勇
------	-------

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	山 口 昌 和
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	馬 場 貞 子
会 計 管 理 者	森 明 美
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎

上下水道課長	藤野 弥
産業振興課長	土田 祐司
教育次長	岩崎 郁子
社会教育課長	浅居 浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	角田 清武
書 記	寺田 理恵

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

西澤博一議長

おはようございます。9月定例会を昨日に引き続き再開いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、鈴木勉市議員、9番、西澤清正議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いをいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会運営にご協力のほどよろしくをお願いを申し上げます。なお、特に申し上げたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うようによろしくをお願いをいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくをお願いをいたします。

それでは、北川和利君の質問を許可します。

北川議員

議長。

西澤博一議長

北川君。

北川議員

それでは、皆さん、おはようございます。一問一答で質問させていただきたいと思えます。

町長にお伺いします。地域行事で更なる地域の活性化をとということで、町長にお尋ねします。

本町では、毎年夏に「とっとまつり」と銘打って夏祭りが行われています。江州音頭発祥地であり、伝統芸能を普及、継承をすることにもつながり、大変よいことだと思っておりますが。

ところで、本年夏に隣の町の甲良町の夏祭りを見学する機会がありました。こちらでも盛大に開催されていましたが、その中でバザー、模擬店については町内の各字単位で出店されていることを知りました。これにより、より多くの住民参加があるように思いましたが、本町の祭りも長年の開催でマンネリ化をしているのではないかと心配もあります。

そこでお伺いします。本町でも踊りの協力依頼のほか、各字に協力を呼びかけ、バザー、模擬店の出店などでさらにパワーアップした祭りになるようにしてはど

うかと思いますが、そのようなお考えがあるか、答弁を求めます。

産業振興課長

議長。

西澤博一議長

土田産業振興課長。

産業振興課長

皆さん、改めまして、おはようございます。それでは、6番、北川議員の一般質問にお答えいたします。

地域行事で更なる地域の活性化とのご質問でございますが。

本年のとっとまつりにつきましては、多数の町民の方が来場されました。バザー等に関しましては、商工会にお願いしまして約20軒の出店のうち、商工会の会員以外の方にも出店をしていただきまして、金券も早々に売り切れました。

また、各字区長さんを通じまして江州音頭への参加をいただき、また豊郷幼稚園、崇徳保育園、愛里保育園、にこにこ、ひまわりの各学童、子育て支援センターなどの子どもたちのつくったあんどんの装飾を行いまして、本年は新しい試みとしまして風船を配りました。

また、議員のご指摘のとおり、祭りがマンネリ化にならないよう、バザー、模擬店等の出店につきましては、来年度のとっとまつり実行委員会にて検討して、多くの町民の方々が来場されますように努力していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

北川議員

議長。

西澤博一議長

北川議員。

北川議員

僕は確かに毎年毎年やってくれて、ご苦労なことだと思っております。がしかし、先ほどの質問のとおり、マンネリ化になつとるんじゃないかと。

というのは、数年前、豊郷小学校旧校舎群でやったときには、なるほど企業とか、いろんなところから出店をしてくださって、最後の盆踊りのときでもプラカードを持って皆さん頑張って参加してくれていました。

くじ、抽選会等々のときまではある程度の人が残ってくれていますけれども、やはり踊りのときになるとぱらぱら、要するにもちろん字の協力も少なくなっております。

ましてや、僕ら同僚議員からも、というのは今の場所は楕円形で踊り踊っていますわね。そんな中で、昔ならばやはり円形になって、そして「おまえ元気でいたんかい。久しぶりやな」とか、そういう声のかけ合いも円形の場合やったらできました。

今、豊郷小学校旧校舎群がだめだというのじゃありません。旧校舎群でやるのがだめだということではなくて、そういう場所、要するに一定の場所じゃなくて、

前ならば豊栄のさとも二、三年続けてしましたわね。なおかつ、町民グラウンドでも何回かやっているかと思います。何回かというか場所がえをしもってやったほうが。

というのは、旧校舎群であると旧の豊郷村、日栄のほうから本当に吉田とか、そして新しくできた沢のほうの住宅のほうの団地、新しくできた新興住宅、そういうところやらの人が物すごく距離的に遠くなって、明るい間来てくれはっても、夜になるとやっぱり子どもたちが、親が連れて帰ったり、そういうあれで、本当にもう少ないと思うんやわ、以前のことと思ったら。やはり努力はしてくれているのは重々わかります。わかりますけれども、やはりさらなる努力して、もっと町民が7,000人からいてますので、せめてその半分じゃなくても、3分の1ぐらいの町民がまつりのところに参加をしてもらわなくちゃいけないかと思っております。

それでなかったら、今、行政の皆さん、商工会の皆さん頑張ってやってきていることが意味がないと思うのやわ。物すごくPRも足りないし、参加人数も本当に前のこと、以前のこと思うたら、僕が思うのには100%のうちの本当に、以前が100%とすれば、今70%かそんなもんじゃないかなと思うんや。踊りについての参加、江州音頭。

やはりうちの町は江州音頭発祥地として日本の国にも発信していますので、そこらの辺のお考えをもう一度答弁願います。

産業振興課長

議長。

西澤博一議長

土田産業振興課長。

産業振興課長

北川議員の再質問にお答えします。

私としましては、祭りとしては場所的には今のところでいいのかなという思いをしております。といいますのは、やっぱり広く町民の方に豊郷小学校旧校舎群の会場を使って来ていただけるという思いをしております。また、人数的にも減っておるのかなというご質問ですが、私は正直言いまして、昨年度は8月1日に、彦根の花火とぶつかりまして、そこのほうにも流れたかなということで、ことしとしましてはまだ彦根の花火のほうは8月8日ということで、うちのほうにたくさんの方の来場客があったかなというふうには思っております。

今後とも、できたら今の議員おっしゃるとおり、場所の検討なりいろいろと検討をしていって、少しでも多くの住民の方に来ていただけるように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

北川議員

議長。

西澤博一議長

再々質問です。

北川議員 全体の流れもいいんですけども、僕が言いたいのは江州音頭の発祥地と言いながら、現実、前回のとっとまつりの踊りのときでも、江州音頭に対しての協力があつたかないかというのは、課長、再度よく考えてください。

僕は、以前のこと思うたら、江州音頭の協力者もうんと減っていると思います。というのは、僕もずっと踊っていました。歩いててもばらばらですわ。中心点の円でやっているところに対しては、保存会の人たちとか。まして保存会の人も少なくなっております。高齢化になっております。

そんな中で、やはり行政ばかりを僕は責めているんじゃないねんわ。やはりもっとPRをして、協力してもらっている商工会の人たちにも。とにかく企業が全然出てきてませんがな。

中信と滋賀銀か。以前でしたら企業、夏原さんとも出てくれたし、ほかの企業も、商工会のほうももっと踊りのときに参加してくれてました。ことしなんか特に減っていますわ。やはりこれは一つのマンネリ化になっているんじゃないかと。

確かに人は全体的にふえていました。というのは、新興住宅というか、開発された住宅から来てる若い子たちが物すごく子ども連れで結構おりましたわ。やはり本来の地元で生まれて、地元で育った人たちの集まりが悪くなっていると感じましたが、もう最後ですけども、そこから今後に向けてです。どういうふうにな努力をしていっていただけるんか。

やはりあくまでも江州音頭の発祥地なんですので、そこら辺も踏まえて回答願います。

産業振興課長 議長。

西澤博一議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、やっぱり江州音頭の参加が少ないというのでは、せっかくの豊郷町の発祥地ということで、大々的にPRしておるのに地元の踊り手が少ないということではあかんと思いますので、できるだけ来年のとっとまつりに関しましては、祭りの中で江州音頭に参加していただけるようにPRに努めていきたいと思ひます。

ちなみに、ことしも聖泉大学の方に新規に来ていただいて、一緒にあの中に入っていて踊っていただいたということがありますので、それもできるだけ来年も継承して行って、より多くの方が踊りに参加していただきますよう努力していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

北川議員 よろしくお願ひします。

西澤博一議長  
鈴木議員

続きまして、8番、鈴木勉市君の一般質問を許可します。

それでは、一般質問いたします。

まず、町の防災対策について質問をいたします。

ことは、滋賀県総合防災訓練が湖東地域で行われることから、来る9月11日の日曜日に本町でも防災訓練が行われることが周知されていますが、町の防災対策について次の点について説明を求めます。

1点、訓練想定になっている鈴鹿西縁断層帯地震が発生した場合の本町の被害想定がどれぐらいか。

2、現行の豊郷町防災計画（計画）には、それまでの計画の被害想定にありました百済寺断層の記載がないのはなぜか。

3つ目、計画でいう備蓄倉庫は今どこになっているのか。また、その備蓄倉庫にして保管している物資並びに買い換え時期について説明を求めます。

2つ目は、広報とよさとを真に町民の生活、関心などに役立つものについて質問をいたします。

広報とよさとが毎月発行されていますが、これまでも行事が既に始まっているものなどが掲載されていることが時折散見をされましたが、この8月号、ナンバー367はそれがあちらこちらに見られます。

そこで、次の点について質問をいたします。

1、広報とよさとの発行体制。例えば原稿の締め取り、記事のチェックは誰がしているのか。編集方法などについて説明を求めます。

2点目は、配布体制について説明を求めます。

3点目は、配布体制に基づいて町民の皆さんに届くのは総じていつごろになっているのか、説明を求めます。

3点目は、半日勤務の指導員さんからの駐車場利用料がどうなったのかお尋ねをいたします。

6月議会で町職員の駐車場利用料について質問をいたしましたが、その中で、せめて半日勤務の指導員の利用料の徴収はやめるべきではないかと質問をいたしました。町長のほうからは、状況をきちっと把握してどういうふうに対応すべきか検討したいと回答がありましたので、その検討結果がどうなったのか、説明をお願いをしたいと思います。

4点目は、さらにを2つ並べました。さらに、さらに灯油等暖房費補助の復活を求めるということについて質問をいたします。

これまでも何度もこの事業の内容の復活を求めてまいりましたが、その事業名や内容にこだわらず、高齢者対策の一環として何らかの対策ができないか検討を

求めます。

次に、ひとり親世帯に対する給付型大学奨学金制度の創設を求めます。

先日、NHKの「クローズアップ現代+」で「奨学金破産。中退のあげく、借金まで。ホームレス化する学生」が報道をされました。それによると、大学奨学金を借りている学生は今では2人に1人で、これまでは卒業してもその償還が困難な事例が多く報道をされていましたが、そのNHKの報道によりますと、今は卒業まで行かず、奨学金を借りたばかりに中退を考えざるを得ないという状況があり、あげくの果てには奨学金を借りたばかりに奨学金破産が起きているという深刻な実態が取り上げられていました。

また、厚生労働省が最近公表した資料では、ひとり親世帯の大学進学率は、両親が健在の世帯に比べて30%ほど低いということが明らかにされました。

そこで、これらの大学進学率、大学生をめぐる実態に鑑み、次の点について答弁を求めます。

1つは、ひとり親世帯に対する給付型の本町独自の大学奨学金制度の創設、検討を求めたいと思います。

2つ目は、この直近5年間の本町の大学進学率、進学者数、ひとり親世帯の進学率と進学者数を明らかにしていただきたいと思います。

最後に、非常にわかりやすい表現にいたしましたんですが、泥棒や空き巣被害を未然に防ぐ対策の検討を求めます。

最近、本町でも泥棒や空き巣被害が発生をいたしていますが、安心・安全なまちづくりを進めるために、これらの被害を未然に防ぐための対策を検討する必要があると考えますが、見解を明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

教 育 長

議長。

西澤博一議長

横井教育長。

教 育 長

鈴木議員の、ひとり親世帯に対する給付型大学奨学金制度の創設をとの質問にお答えいたします。

議員よりお話がありました大学生の奨学金破産が社会問題化しているという状況はゆゆしき問題であると思っています。そのため、国は給付型奨学金の創設に向けた検討チームを設置し、2018年度春から実施しようと考えていますが、財源のめどが立たず、対象者の範囲や給付型の調整は難航しているとのことです。

そこで本町としましても国の動向を注視しながら、奨学金制度について十分検討していきたいと、このように考えています。

そこで、1点目のひとり親世帯に対する給付型大学奨学金制度の創設を求めるにつままして、現在、高校世代にも本町では奨学金制度を実施していませんので、大学生に対する奨学金制度についても考えていません。

大学生を対象とした奨学金として、滋賀県や独立行政法人日本学生支援機構、また各財団、各大学が運営する奨学金があります。ひとり親世帯に対して、県では母子父子寡婦福祉資金貸付制度がありますので、これらのご活用を願いたいと、このように考えているところであります。

2点目の直近5年間の本町の大学進学率、進学者数、ひとり親世帯の進学率と進学者数を明らかにされたいとのご質問につきましては、平成26年度学校基本調査では、滋賀県の高等学校卒業者の大学進学率等は55.8%となっていますが、5年連続で低下している現状であります。本町ではこれよりも若干少ないかなど、このように考えています。

しかし、町の教育委員会は義務教育段階まででありますので、大学への進学率あるいは進学者数については把握しておりません。よって、本町のひとり親家庭の進学率等についてもわかりかねますことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

総務課長

議長。

西澤博一議長

村田総務課長。

総務課長

それでは、8番、鈴木議員の一般質問で、私のほうからは3点についてお答えさせていただきます。

まず1つ目の、町の防災対策についてのご質問でございます。

1つ目の鈴鹿西縁断層帯地震が発生した場合の被害想定についてのお尋ねですが、平成26年3月の地域防災計画の立案に当たっては、平成21年8月に内閣府が出しております地域被害想定支援ツールにより算定をしておりますが、その被害想定としましては、建物被害としましては建物の全壊棟数147棟、建物半壊棟数が704棟。人的被害としましては、死者数9人、重傷者7人、負傷者数36人、避難者数742人でございます。

次に、百済寺断層の記載についてのご質問でございますが、平成11年11月策定の町の地域防災計画では百済寺断層の被害想定に記載はありますが、平成20年3月及び平成26年3月に改訂しました地域防災計画では百済寺断層の記載はございません。

これにつきましては、平成16年ごろから国及び県が活断層の評価を行いまして、数多くある活断層をそろえて「断層帯」というような呼称に変更がされております。その際、鈴鹿西縁断層帯として百済寺断層や近くの断層をまとめて呼称

しているというものでございます。

3つ目の計画で言います備蓄倉庫及び保管している物資並びに買い換え時期等についてのご質問でございますが、これも地域防災計画におきます備蓄庫は防災関係施設や防災地区の主要な避難施設である広域避難場所であるということで一応定義をさせていただいております。

次に、保管している物資と買い換え時期でございますが、特に避難されました方に対象となります物資につきましては、まず毛布でございます。毛布につきましては平成15年度に490枚、18年度に500枚、23年度に400枚、25年度に500枚ということで、合計1,890枚を現在備蓄をしております。

なお、この15年の490枚につきましては、27年度にリパックということで再生を行ったということでございます。また、この毛布の耐用年数は10年ということでなっております。

次に、保存食でございますが、保存食としましては、現在ございますのはナビスコのリッツ缶といえますか、それについては平成24年度で240缶、25年度で3,000缶、27年度4,500缶ということで、計7,740缶の備蓄をしている状況です。この賞味期限につきましては5年ということになります。

それ以外に牛肉の缶詰ということで、これは平成26年度に1,050缶、それとアルファ米の五目御飯でございますが、これは平成26年度に1,050袋。それと、非常食の保存用の水ということで2リットルのペットボトルにつきましては、平成26年度1,440本を備蓄をしている状況でございます。この缶詰、アルファ米、水については5年保存ということでございます。

以上が現状の保存物資の耐用年数、賞味期限でございますが、当然、更新につきましては到達前に順次更新を行うということと、それ以外につきましては計画において整備をしていくということを考えております。

次に、2つ目の半日勤務の指導員への駐車場料金はどうかというご質問でございます。

これにつきましては、さきの6月議会でご質問がありました臨時職員に係る駐車場使用料についてということで、その後、勤務形態、それと勤務状況及び支給賃金等について再度検討を行いました。

臨時職員のうち、常勤でない者、また午前もしくは午後勤務のみの者は、現行の豊郷町職員駐車場利用要綱第2条で定めます定義の施設勤務者から除外するということとしまして、これについては要綱の改正を行い、9月1日から改正を実施をしていきたいというふうに考えております。

次に、最後3つ目でございますが、泥棒や空き巣被害を未然に防ぐ対策の検討

ということのご質問でございますが。

まず、彦根署のほうで確認をしています被害発生状況について述べたいと思います。

平成27年1月1日から12月31日までの状況では、侵入窃盗で空き巣が1件、それと居空き1件。居空きというのは、これは昼寝してるとか、家にいててのそういう場合ですね。居空き1件。それと、街頭犯罪では自動車盗が1件、オートバイ盗の窃盗が3件、自転車盗が10件、それと車上狙い4件、万引きが22件というふう聞いております。

また、平成28年1月1日から7月31日までの本年度の状況でございますが、侵入盗としましては空き巣が2件、忍び込みが1件、それと街頭犯罪ではオートバイ盗が3件、自転車盗が5件、万引きが14件ということで、特に警察のほうから聞いておりますのは、この万引きにつきましては若年層より高齢者が多い傾向にあるというふう聞いております。

次に、この被害防止としましては、これまで各家庭におきます外出時の施錠の確認、また施錠の徹底の啓発や各機関で行いますパトロールの実施、また各組長様を通じましての注意を呼びかける啓発チラシの回覧により、住民の皆様に周知徹底を図ってきたところでございます。

また、豊郷駐在所の警察官には、重点的に被害の多いところについては特にパトロールを実施していただくということをお願いをしているところでございます。

今後もこれらの啓発を行う以外に、各関係機関を初め、彦根警察署及び駐在所と連携をしまして被害防止に努めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

企画振興課長

議長。

西澤博一議長

山口企画振興課長。

企画振興課長

8番、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

広報とよさとを真に町民の生活、関心などに役立つものについての3点のご質問にお答えします。

まず1点目、広報とよさとの発行体制についてお答えいたします。

原稿の締め切りにつきましては、8月号を例に出して申し上げますと、1回目の原稿締め切りが7月14日で、発行日の約1カ月前でございます。その後、3回の校正を経て発行に至っております。

次に、記事のチェックにつきましては、各課からの原稿依頼分は各課へ、先ほ

ど申し上げました3回の校正により記事のチェックを行っていただいております。当然、その際、企画振興課サイドといたしましても職員による校正を行っているところでございます。

また、編集方法につきましては、広報担当の取材及び各課からの依頼原稿をもとに通常28ページ、または32ページの紙面の編集、レイアウトを行い、業者に依頼しているところでございます。

次に2点目ですが、配布体制につきましては、毎月第2金曜日の区長便による全戸配布を行っているところでございます。

最後に3点目、町民の皆様へ広報が届くのはいつごろかについてですが、通常早いところでは翌土曜日に、遅いところでは週の中ごろには届いていると考えております。しかしながら、8月につきましてはお盆が重なったせい、通常よりおくれて届いている可能性もあると考えているところでございます。

以上でございます。

保健福祉課長

議長。

西澤博一議長

神辺保健福祉課長。

保健福祉課長

私のほうから、鈴木議員の灯油等暖房費補助の復活を求めるご質問についてお答えさせていただきます。

灯油等暖房費助成の取り組みにつきましては、これまでの一般質問でもお答えをしまいましたが、原油の高騰等により、冬の暖房経費が相当大きくなると想定される状況のときに、在宅高齢者の暖房経費を一部助成して経済的負担の軽減を図ろうとするもので、平成25年度、26年度は豊郷町独自の高齢者対策事業として実施をしてきたところであります。

このように、暖房費高騰などの給付条件に合致する環境にあると判断される場合には実施をしていくように考えておりますが、現在のところ、そうした環境下にはありませんので、灯油等暖房費助成の予定は現在のところしておりません。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

鈴木議員

議長。順番に行きます。

西澤博一議長

鈴木議員。

鈴木議員

まず、防災対策ですが、今、回答がありましたが、私も県の防災危機管理室ですか、に問い合わせしてみました。確かに阪神・淡路大震災を受けて平成7年に県が調査した資料には百済寺断層があって、その百済寺断層の被害想定も出ていると。その百済寺断層の被害想定がないのではないかというのは私、2012年の3月議会で現行の豊郷町防災計画第4章第4節の被害想定には、滋賀県独自の

調査では豊郷町の直下には百済寺断層があり、これがずれるとマグニチュード7.2の直下型の地震が起こる可能性があるとされているにもかかわらず、当時の百済寺断層の被害想定がないのはなぜかというのを質問をした経緯がございます。

県の説明では、それ以後、知見が進み、百済寺断層や、この近くでいえば関ヶ原断層、柳ヶ瀬断層なども含めて、個々の断層ではなしに帯として国が把握をするようになったということで、この防災計画でも鈴鹿西縁断層帯として把握されるようになったので、それで被害想定をしていると。

ですから、当時の百済寺断層の被害想定とは少し数値が違ってきているというお話でした。しかし、比較してみますと、例えば百済寺断層は、当時、この資料を皆さんに明らかにいたしました、例えばこの新しい防災計画では半壊戸数が704。この百済寺断層での半壊戸数は429なんです。つまり、百済寺断層よりも、例えば半壊戸数だけをとれば、この鈴鹿西縁断層帯として把握されるほうが被害想定が大きいと出てる。詳しいことは申しませんが。

つまり、申し上げたいのは、百済寺断層がなくなっているわけではありませんので、やはりここは百済寺断層が動いたときのことも含めて、最悪の事態を想定して、直下にあるわけですから、防災対策を具体的に進めていくべきだと防災対策の基本をそこに置いて考えるべきだと思うんですが、見解を求めます。

それで、具体的にお聞きします。例えば備蓄倉庫ですが、今、この地域防災計画では整備をすべき施設として挙げられているのが減災の考え方に基づく防災対策の推進ということで、防災拠点、緊急輸送道路の計画的な整備ということで挙げられていますが、防災センター、役場とか、避難所になるんですが、ここに備蓄倉庫を緊急整備しなきゃならないというのが書かれてますね。

私がお尋ねしたのは、備蓄倉庫はどこかというお尋ねをしたんですが、お聞きしますが、今、高野瀬地先に「防災倉庫」って看板が立てられていますよね。あそこのあの防災倉庫は備蓄庫なんですか。この防災計画でいうどこにあたるのか。先ほどの説明でよくわからなかったので、お願いをしたいと。

あそこがどういう、「防災倉庫」という看板立っていますからね。高野瀬地先のところ。あそこの防災倉庫というのは、この地域防災計画でいえば何に当たるのかね。備蓄倉庫なのか、よくわからないのが1点。

それから、その防災倉庫について2013年12月議会であの倉庫を安全と言えるのかと質問をしました。そのときの執行部の答弁は、昭和53年の建築で耐震診断を行っていないと。安全かどうかについては答えられないと。安全かどうかについては答えられない。これは議事録見ていただいたら、確認をしまいいり

ましたが、そういう回答でしたが、現在の認識を明らかにしていただきたいと思  
います。

最後に、いろんな保管物資が保管されているのよくわかりましたが、例えばそ  
の買いかえ時期とか賞味期限が来たときにどういう処理をされているのか、説明  
をお願いしたいと思います。

以上です。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、鈴鹿西縁断層帯でございますが、これはご承知のように、県のほうの考  
え方は米原市から甲賀市の土山までの約44キロの考え方です。この中に活断層  
は10カ所あるというのは以前から言われています。それはご承知のように、近  
いところでは彦根断層とか、今言われましたように百済寺断層が近いというのが  
明らかになっておるんですが。ただ、個々に県のほうでこの被害想定が出ており  
ません。ですから、防災計画をつくる際には国のほうの試算を用いたというもの  
でございます。ですから、防災計画の中には改めては出てきませんが、認識とし  
ては百済寺断層があるというのは今までと同じことでございます。

それと、備蓄倉庫でございますが、計画の中では一応備蓄倉庫というのは拠点  
避難場所で5カ所にといい計画を持っておりますが、当然、今後これについては  
順次整備をしていきたいなという考えは持っております。

ただ、現在の高野瀬にございます倉庫につきましては、本来ですと役場に備蓄  
といいますが、そういうような倉庫を置いていくのが好ましいと思うんですが、  
現状、備蓄したときには場所的にあそこの倉庫が使われているというふうに私は  
思っております。

それで、あの倉庫は鉄骨ですので、現在の耐震の耐震診断については57年以  
前の木造が対象になっているということで、これまでそういった鉄骨づくりの耐  
震診断を行っておりませんので、現在、その建物が今後とも対応するかしないか  
については、これについては調査をしなければ現時点ではわからないのかなとい  
うふうに考えております。

鈴木議員 賞味期限に対しては。

総務課長 申しわけありません。食べるものでございますので、賞味期限の前については  
毎年防災訓練を行っているときに各字のほうに物資の搬送訓練という中で、そ  
れ、品物を使っていただいております。ですから、それで使って新たに補充をし  
ていくということで、これまで行っておりますので、今後もそういった方向で進

めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 再々です。

鈴木議員 としますと、今の回答でわからないのは、高野瀬の防災倉庫、あれはじゃ何なの。備蓄倉庫は各拠点避難所だと。いわば各字の避難所ですね。あそこで「防災倉庫」という看板をかけられていて、あそこで物がある。入れられておるわけでしょう。だったら、あそこは今の説明ではこの防災計画ではどういう、何の位置づけもないんですね。たまたまないからあそこに入れているんだと。非常に俗っぽい言い方をすれば。役場でそういう備蓄倉庫が、備蓄できる場所がないから、たまたまあそこがあいてたから向こうへ持っていったんやと。

いや、あそこは備蓄倉庫ではないという回答やからね。備蓄倉庫が拠点避難所なんだと。けどもあそこには「防災倉庫」という看板が上がっているじゃないか。

あの防災倉庫を問題にして今まで同僚議員何人か指摘しているんですが。

じゃ、あれを、もう一度聞きますが。じゃ、あの防災倉庫の看板が上がっているあそこは一体どういう位置づけなんですか。

私はあそこが備蓄倉庫だとてっきり思ったものですから、やっぱり備蓄倉庫の整備を進めるべきだろうというふうにこれを見て思ったんですが、もう備蓄倉庫は整備されているわけですよ。拠点避難所ですから。

もう一度聞きます。あの「防災倉庫」の看板が上がっている高野瀬地先は、あの建物を防災計画で言えばどういう位置づけになりますか。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再々質問にお答えをいたします。

備蓄庫と倉庫の違いということだと思っておりますが、防災計画の中では「備蓄庫」というふうに表記をさせていただきます。ですから、拠点避難場所は、当然、拠点避難場所に要るものを近くで備蓄するという考え方。使えるものは拠点避難場所に置くと。それ以外にも備蓄をするものがございます。そういったものは、当然、1カ所町が管理するところで保管をしていくというのが私は好ましいと思っておりますので、できるのであれば、当然、役場の庁舎内に備蓄倉庫があるなり、敷地内にあるというのは私は好ましいとは思いますが、ただ、今までの淡路なり、いろんな災害があったときに、備蓄をどんなものの物資を置いていくかというときの中で、私は今現在、高野瀬の倉庫を使っているという状況でございますので、

好ましいのはやはり耐震性の問題を判断した中で、やはり私は庁舎に備蓄倉庫なり、備蓄庫、私はその名前としては余りこだわりませんが、それについてはやはり近くで整備する必要があるのかなというふうに考えております。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 広報とよさとは再質問ですね。2番目ですね。

鈴木議員 はい、2番目です。

次に、広報とよさとの問題について再質問をいたします。

発言通知書で8月、それまでは記事が終わったやつが時々見られるとしましたが、8月号ではそれが随所に見られるということで書かせていただきました。

先ほどの課長の答弁でも大体配布体制は毎月の第二金曜日、区長を通じて。通常、総じて町民に届くのが中ごろと。大体そうですね。だから、15日を挟んでそれ前後、15日から20日前後なんではないかな。それぐらいに届くと。早くてですよ。届くんだということを前提にして、この8月号を見てみたいと思います。

もう課長のほうで点検をしていただいたかと思いますので、大きな点だけを指摘をしておきたいと思います。

まず、19ページの子育て支援センターの予定表、これ、8月8日から始まっているんですね。もう10日ほど過ぎて、2週間が過ぎている。まず、これ、19ページです。

それから、次は大きなところだけ申します。21ページの図書館カレンダー、これ、8月1日から始まっているんです。もう2週間以上過ぎている。

それから、さらに私がなぜそれに気がついたかといいますと、残念だ、本当に残念だなと思いましたが、26ページに、「平和への想い in 豊郷2016」。私が議会で質問をさせていただいて、もう3年ぐらいになりますかね。役場のロビー、最初は隣保館で、それから今役場のロビーで開催をしていただけるようになりました。非常に私は喜んでいるんですが。

実は、私、ちょっとお盆に出かけておまして役場へ来て、ことしもやっただいてるんやと。いいなと思って見たんです。ところが、この「平和への想い in 豊郷2016」を開催します。8月9日から8月18日なんです。これが町民のところへ届いたころには、終わっている可能性が非常に高い。いいことやっただいてるのに、これでは町民が参加しようにもできないんじゃないかと。

それから、最後にしますが、27ページ、行政相談。「行政サービスは、行政相談委員さんへ」とあるんですが、これが何と8月の相談日は16日。もう明ら

かに終わっていますよ。

今幾つか大きな点だけを指摘をしました。これでは、私は町民の生活や関心に役立つ広報にはなっていないというふうに指摘せざるを得ませんが、どうしてこのような、こういうことになっているのか、説明をもう一度求めます。

企画振興課長

議長。

西澤博一議長

山口企画振興課長。

企画振興課長

8番、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

先ほどのご質問の中で、鈴木議員のおっしゃったとおりでございます。もう少し企画振興課といたしましても早く届くものと考えておりました。申しわけございません。

先ほど26ページ、27ページにつきましては、もう事業が直近に迫っているということですが、これにつきましてはやっぱり早目の周知、7月号の広報がベストであったかなと思うところでございます。

今後につきましては、各課からの原稿依頼分、それから企画振興課の取材分、それから滋賀県等からの原稿依頼分につきましては、そういった日程については注意深く校正を行います。

それから、広報発行日からもう少し余裕を持って、1週間ないし10日前後をめどに町民の皆さんの手元に届くことを想定して、原稿の編集をしまいたいと考えます。

また、子育て支援と、それから町図書館等のカレンダーのご指摘につきましては、7月号でもあり、それから8号でもありということで、2カ月で重複するような原稿の体制をとってまいりたいと思います。

ご指摘ありがとうございました。

鈴木議員

議長。

西澤博一議長

鈴木議員。

鈴木議員

指摘ばかり最後にしますが。

と言いながら、例えば、最後にしますが。

31ページのとよさとカレンダー、各園・学校行事予定は、これ15日から始まっているんですよ。

ほかのところでも、例えば粗大ごみ・金属ごみの収入でも、これは8月20日から始まって十分間に合うと。この中でも、そういう意味ではちゃんとできるところとできてないところがやっぱりこの中でも見られるということなんで、この点の是正をぜひお願いしたい。最後にもう一度お願いしたいと思います。

企画振興課長

議長。

西澤博一議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 8番、鈴木議員の再々質問についてお答えいたします。

議員ご指摘の件につきましては、今後は各課からの原稿依頼の際や校正の際に広報発行日から区長さん、区民長さんを通じて町民の皆さんに届く時期についてしっかりと見きわめて、原稿の修正を行う際、鈴木議員のおっしゃる、真に町民の生活、関心などに役立つ広報を目指してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようによろしく願いいたします。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 次に、半日勤務の指導員さん、これ確認ですけど、先ほど回答では午前、午後のみの方の勤務の方は、その施設利用者から除外するというのだという回答でしたが、つまり午前のみとか、午後からの出勤の職員さんからは利用料は取らないと。徴収しないということでもいいのかどうか、ちょっと確認だけ。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問でございますが。

午前の勤務、また午後の勤務、そういう方は対象外ですから徴収しないということです。それと、週2日とか、週3日とかいう勤務の方もおられます。そういった方についても常勤ではないので、この方も今回の改正によって除外しますので、利用料は徴収しないということでございます。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 次に、灯油等暖房費の補助の問題ですが、さらにさらにというふうに私の強い思いを書かせていただきました。

ここに、発言通知書でも書きましたが、灯油等暖房費助成の事業名、内容にこだわらず、高齢者対策の一環として検討ができないだろうかということを書きました。

先ほど担当課長の答弁でも、原油高騰対策でも25年、26年は町独自の高齢者対策としてこの事業を実施をしていただいたと。私がここで求めているのは、別に灯油等暖房費補助の内容にこだわりませんから、何らかのその町独自の高齢者対策の検討ができないだろうかという提案であります。

例えば今回補正予算に上がっていますが、国は結婚新生活支援事業として新婚世帯に最大18万円を支給するという事業を全国で約11億円計上するなどして、どうも最近の国の動向は子育て応援、少子化とかありますから、それが中心

になっていって、私も68になりまして高齢者の部類に入ってきました。どうも私たちが後回しにされているのではないかという感が否めません。

私の周りで見ても、鈴木さん、町内では若い者のは大分できてきたけど、わしら年寄りのがないわなど。何とかならへんやろうかという声はよく聞きます。

そこでもう一度、くどいですが、事業内容名でこだわりませんので、例えば年金の少ない、年金の受給時で給付型ばかり言いますとまたお叱り受けるか知りませんが、これは一例ですが、例えば町独自で上乘せをすとか、何らかの高齢者対策の検討をお願いしたいと思うんですが、見解をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほども給付について何かこういうことが考えられないかというお言葉ありましたけれども、確かに灯油暖房費としては5,000円という現金が動いておりました。ある意味、実感として得られる金額やと思います。

現在のところ、町だけでというわけではありませんけれども、ご承知のように、27年度の一般会計繰り越しで実施をしております年金生活者等支援臨時福祉給付金、これにつきましては、ことし既にもう受け付けも終わりまして、対象になるほとんどの方が受給をしていただきました。この事業というのが、ご承知のことと思いますけれども、国のほうで年金生活者支援給付金の支給に関する法律ということがあって実施をされるようになっております。

ただ、消費税が10%に上がっていないことから、今そのようには進んではおりませんが、今ほど言いましたように、実施しましたのは、前年度、前倒しにしてされていますので、次の年に、来年度においてもその方向であるような報道はされております。まだ間違いなしにあるというようなことはとても言えませんけれども、そういう流れであるということから、一つは給付としての部分はあるということです。

それと、そういう部分で実感していただく事業としては、今1つあるということと、灯油に関してこだわるわけではありませんけれども、さきの3月の一般質問、町長のほうも答えていただいておりますが、それまでのことでもあるように、灯油等が暖房費等の金額がかなり上がってくると。そういう状況においては実施するというのは恒常的な考え方ということがあったかと思しますので、高齢者の方に対しての暖房費助成というのは、ある意味環境が整えば、それは給付していく体制にあるというふうにご理解いただきたいと思います。

それと、今ほど言っていたいただきました給付が実感するという分については、現

在、その臨時福祉給付金、来年度の名称わかりませんが、そういう形で事業実施があるものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 今私がたまたま例えばということで挙げたのは一例ですので、これはぜひ町長にお答え願えればと思うんですが。

6月議会でもこの件について質問をした際に、例えば2014年9月議会で私がこの事業は高齢者対策の一環として恒久的な事業として実施していくべきではないかと。町長答えていただいたんです。それを確認いたしましたところ、町長も恒久的な高齢者対策という感じですよというふうに答弁をいただいたというふうに確認をしています。

ここで言っているのは、灯油にこだわりません。何度も言いますが、給付にもこだわりません。豊郷町の高齢者がここで生まれて、ここで育って、私もそうですが、ここでついの住みかをするときに、ここに住んでよかったと思えるような高齢者対策の検討をぜひ指示をしていただけないか、検討できないかということについて、町長の考え方を求めておきます。

伊藤町長 議長

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

現在、国のほうで行われておりますのは、アベノミクスに、要するに反映されない高齢者の皆さん方にぜひともそういうような形の中で給付していこうという。

余り私も実感ないんですけど、賃金も上がっているということで。そして、若年の層にもそういうような形で手厚くされているということ。高齢者だけが今のところないということで、昨年から繰り越した分、そしてまた来年度もそういうような形で行われるというような情報も入ってきております。

そういった中で、灯油の件につきましては、あれだけ原油が乱高下するとは思わなかったし、そしてまたもとに戻るというふうにも思っていないんですけど、やはり上がったときには恒常的にやっぱりしっかりと高齢者の皆さん方には支援をしてまいりたい、こういう思いは一つも変わりませんけれど。

今、国のほうでしっかりとそういう形の中でされている中で、町もしていくというのはちょっとまだまだ考える時間もいただきたいなと、こういう思いもあります。

ただ、現金を配るといのは大変いただいた方には物すごくありがたみがあると思うんですが、施策的には本当にこれが皆さん方にとってどうなのかな、将来的にどうなのかなというのは、あると思うんです。何か愚策のように思える件もありますので、これはやっぱり慎重に検討をしていかなければならない、こういう思いでございますので、早急にはなかなか答えは出んかもわかりませんが、十分また、いずれかの機会にはまたうまい方策を考えてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 3分の1歩ほど前進したと思っておりますので、期待をしておりますのでよろしくお願ひします。

次に、奨学金の問題ですが、1つは、高校の奨学資金制度がないので大学は考えないという教育長の答弁でしたが、高校はもうご承知のとおり、年収960万でしたか、以下の場合には授業料が文科省の施策でほぼ無料です。私の孫もことし高校へ行きましたが、見てみますと年収960万以下ですとほぼ、県立高校や私学でも授業料がほぼ、基礎が11万2,000円で、年収が400万円以下ですとその倍の補助がありますから、私が申請しましたからよくわかっている。年間22万円ほど文科省の補助になります。だから、実質、国の施策で高校奨学資金はもうできているんです。だから、そういう意味では、高校の奨学資金がないから大学の奨学金制度もつukらないというのは私は当たらないのではないかと、いうことをまず指摘をしておきたいと思ひます。

それから、大学進学率は把握していないという回答でしたが、これははっきりしてほしいんですが、町教委では把握できないのか、把握できるんだけど把握していないのか。これは今後のためにはっきりとしておいたほうがいいんじゃないかと思ひますので、町の教育委員会では大学進学率が把握できるのかどうか、その点だけお願ひをしたいと思います。

国の平成15年度版文科白書によりますと、大学卒業と同時に背負う借金は、平均で300万円とされています。NHKで報道された実態や関係者の声とされた先ほど話もありましたが、文科省も来年度予算の概算要求で無利子の奨学金の枠を拡大し、現在成績評定が平均3でなければならぬんですが、それも学校長の推薦があればいいとするなどの若干の改善が進んでいます。

給付型奨学金についても今答弁がありました。安倍政権は世論に押され、その経済対策の一環として来年度予算編成で結論を得て実現をすると書き込んでいます。ただ、いろんな条件があるんですが、何らかの形で国の段階でも検討が

始まったことは事実だと思います。

実は、私、30%のひとり親世帯との格差があると聞いたときに、私もひとり親世帯でしたが。私の脳裏に浮かんだのは、私、今から40年前ぐらいから部落問題解決や同和問題解決のためのいろんな運動や行政にかかわってまいりましたが、当時、私たちが要求いたしまして、県全体の進学率と、かつて同和地区と呼ばれた地域の子どもたちの進学率の実態調査をせよと県の教育委員会に迫りましてやりました。私はその対象の児童でしたが、ちょうど高校進学率の格差が三十数%でありました。私たちはこの格差、くぼみをなくすために、高校の奨学金制度をつくれという運動をいたしまして、高校の奨学金制度がつくられて、今、基本的にはその格差が是正をされてきたというふうに思います。

私は、行政の公平性、平等はこのような格差、くぼみを、へこんでいるところをなくすため、ここに手を差し伸べるのが行政の公平性、平等ではないかというふうに思います。

私も実感しておりますが、ひとり親世帯の平均収入というのは200万、300万を下る。私は、実は孫もいます。そういう状況下に置かれていますが、このような格差、くぼみをなくすためにも、先ほど国の動向を注視しながらと回答がありましたが、それはもちろん国の動向を見きわめながらも、ひとり親世帯に対する給付型奨学金制度の検討をぜひ少しずつでも始められないかということについて回答を求めます。

教 育 長 議長。

西澤博一議長 横井教育長。

教 育 長 鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

高等学校のほうにちょっと確認をさせていただいたことがあります。高等学校のほうでは奨学金制度についてどういうふうな形を学生に提示しているんかというようなことを尋ねたときには、高校3年生になりますと、先ほどお話ししましたように、日本学生支援機構の説明を全生徒にしっかりと、また資料なんかも配布しているというようなことで、大学へ行くためにはそういうような奨学金制度を活用しろというようなことを伝えているということを知りました。

また、本町では済美会のほうで、ご承知のように、高校世代につきましては奨学金制度、これで2年目になりますか、やっています。先日も事務局の方が来られてしゃべっている中で、少し大学へ行く子どもについての奨学金制度も今後考えていただきたいなというような話をしていましたし、人のところでそんなことを言うてると何なんですけれど、そういうふうなお話をしています。

町独自といたしましては、大学については今後十分検討をしていきたいなど、

こんなふうに思います。

ちなみに、平成12年度、文科省のほうでは大学へ進学した子どもについては給付型の奨学金を月額5万円で考えていたらしいですけど、結局、財源のことで中止になったというようなことも聞いています。なかなか財源というような形で本町についても十分これから検討をしていく必要があるかなと、こんなふうに思っています。それが1つ目です。

もう一つ、大学進学後の進路調査ですけど、できないのかと言われたんですが、常々、本当に難しいなど、こんなふうに思っています。ただ、本町は隣保館がありますので教育担当者がいます。そんな中で、担当者が各校を訪問して、本町の入学した、高校へ行きまして入学後の定着状況あるいは成績やら成果状況等々についてお話を聞く機会があります。その中で3年生の進路状況を聞くということがあります。全ての高等学校には行っていませんので、全、本町の中学校卒業生の進路状況を把握することは難しいと、こういうふうに思います。

また、高校のほうにも確認しましたが、ちょっとプライバシーの関係等もあるので、それは原則としては伝えられないというようなことを聞いています。

ちなみに、平成24年度中学校卒業生、ことし大学へ行く、3月に高校を卒業した子どもですけど、その中で大学、短大、専門学校へ行った子どもが19人います。また、就職もしています。ただ、未定、まだ決まっていない子どもたちもいますので、その年度年度で進学率というものを挙げることは本当に困難だなど、こんなふうに思います。

もう一点は、ひとり親家庭というようなことにつきましては、どこをひとり親家庭と見るかということも本当に難しいというような現実です。今現在、教育委員会でつかんでいますひとり親家庭というのは、保護者名簿の中でPTAの保護者の名簿があります。その中でひとり親家庭をつかんでいるだけで、それは本当にひとり親家庭なのかといいますと、そこらは難しいところがあるんじゃないかなと、こんなふうに思っていますので、ひとり親家庭につきましても率がかめないということです。ご理解いただきたいと思います。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 再々質問ですね。

鈴木議員 再々質問します。今まではできないというお答えでしたが、検討したいというお答えをいただきましたので、非常に期待をしたいと思います。

それから、横井教育長、9月で退任されるということで、最後にもう一度お聞きしておきますが。

ことしが20人、国で予定されていたのは5万とお聞きしました。20人で5

万でわずか100万と、年間。これだけあれば豊郷町の将来を担う子どもたちの教育をサポートすることができる。ぜひ具体的な検討を指示をしてほしいと思います。

最後にもう一度、教育長の決意をお願いいたします。

教 育 長 議長

西澤博一議長 横井教育長。

教 育 長 私自身がこの9月で去るという形になりますので、そこで私がこうやということとは言えませんので、そこらを考えていただきたいなと、こんなふうに思っています。

鈴木議員 私はそういう引き継ぎ事項をしておいていただけないかと。私も引き継ぎ事項書いたことがありましたけれども。それは雑談です。

最後に、泥棒と空き巣被害について、先ほど総務課長のほうから忍び込み件数が1件あったと。実は、私の知人が深夜に家に侵入され被害を受けるという事件に巻き込まれました。その知人の話によりますと、犯人は深夜の2時から3時ごろというお話でしたが、ドアのノブのガラスを割って侵入されたということでした。

その後、簡単な話で言いますと、後からわかったようなんですが、ちょうどこの犯人が侵入した時間帯に家族の方がトイレに行っておられて、一つ間違っこの犯人に遭遇していたら大変なことになっていたんだということをお聞きをいたしました。

町内のいろんな事件の発生件数は先ほどもありましたので申しませんが、やっぱりこういう状況をお聞きすると、何らかのこれらのそういう意味で泥棒というわかりやすい表現をしたんですが、泥棒や空き巣などに対する対策が必要ではないかと思うんですが、このことについて考え、見解を求めておきたいと思います。

総 務 課 長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総 務 課 長 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

今言われましたように、夜の泥棒という、泥棒という言い方になるんですが、現実は発生をしておりますが、これについてどう防止するかというのはなかなか答えは出てきません。ですから、一般的に言われますのは、やはりそれぞれ個人ができる範囲はきちっとすべきではあるというふうには思います。

その一つとしては、昼間ですと鍵の施錠とかいうようなことはあるんですが、今言われましたように、夜、入るという前提でガラスなり割る場合の侵入というのは、これは実際どういう形で防げるかというのは、警察に聞いてもその方法とい

うのはなかなか出てきません。

最近で多いのは、やはりこれは経費的な問題もありますが、個人で警備保障を入れるなり、個人が後のほうでまた質問ありますが、防犯カメラを設置するなりという事例はふえているというのは警察のほうから聞いております。ただ、これについては経費が要ることですので、全てできるものではございません。

今後、何かいい方法はということになると思いますが、実際には地域で見守って、夜になるとそういうことができない状況もありますけれども、今すぐこういった方法でこれがなくなるというのは思い浮かぶところがございませんので、これについては今後警察と協議しながらいい方法を検討していきたいというふうに考えております。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 この方がおっしゃられるのは、安心・安全なまちづくりとパンフに書いてあると。ほんまにその安心・安全なまちづくりに何か考えていただきたいということでしたので、よろしく願いいたします。

もう一度。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再々質問でございますが、具体的にどういう方法があるかについては、町でできる範囲、またできない範囲もございます。これについては警察当局等のお知恵をおかりしながら、どういう方法があるかについては今後とも考えていきたいと思っております。

西澤博一議長 25分まで暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

---

(午前10時27分 再開)

西澤博一議長 それでは、再開します。

12番、今村議員の一般質問を許可します。

今村議員 議長。12番。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 それでは、一問一答で一般質問をさせていただきます。

まず、待機児童解消と3歳未満児給食の独自実施をということで、町長、教育委員長にお尋ねいたします。

今年、4月1日現在の県の統計で、豊郷町の待機児童は隠れ待機児も含めて5人と発表されています。女性の社会進出が進む今日、結婚しても働き続けるためには国、地方自治体の責任で認可保育所の増設、保育士確保は必要な事業です。

愛里保育園の増設と必要な保育士確保のために、他市町よりも優遇条件もつけることも考えてはと思いますが、見解を求めます。

また、豊郷町の場合、町立愛里保育園は給食が日栄小学校の学校給食と統合されていて、特に年少乳幼児の給食は対応できていないと苦情が出ています。食育は、子どもの発達段階に応じて食事メニューを決め提供すべきではないでしょうか。保護者が安心して預けられる保育所にしていくために、年少乳幼児用の独自昼食をつくる調理員確保が必要ですが、町の見解を問います。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、今村議員の質問にお答えいたします。

待機児童解消と3歳未満児給食の独自実施をという質問につきまして、県下の保育園を見ましても、保育士不足が深刻になっております。本町も募集をしてもなかなか応募がないのが現実です。本町の賃金は他町と比べましても安いこともなく、何が保育士不足の原因になっているのかを分析が必要だということも考えております。優遇措置については、近隣の保育園の状況を見ながら考えていきたいと思っております。

また、町立の愛里保育園の年少乳幼児の独自昼食をつくる調理員の確保ですが、現在、日栄小学校の調理員さんが愛里保育園の給食もつくっておられます。保育園は乳幼児もおられますので、調理員さんが年齢に応じて出来上がったおかずを細かく刻むなどして食べやすく工夫して提供していただいております。

今後、年少、乳幼児の給食にはさらなる改善を図っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん。再質問。

今村議員 今、保育士の不足はどこでも深刻だということで、今後、そういう近隣見て、町の優遇策も考えていきたいという話なんですけれども。うちの町の保育士さんの構成を見ますと、やっぱり半分嘱託、臨時職という形で、そういう非正規の方の保育士さんが多いわけじゃないですか。それはうちだけじゃなくって、ほかのところでも多いんですけれども、ただ、そういう中で、仕事は正規の職員さんと同じ仕事をしていただいて。だからその辺でやっぱり、資格は持っていてもそういうことでなかなか若い人たちなんかはもうずっと非正規のままで働いて

いるとだんだん展望なくしていきますし、そういうのがあるんですが。

やっぱり今保育所というのは、今の女性の社会進出を国では叫んでいるんですけど、そういう面では保育所の拡充というのはもう必須条件だと思うんです。ですから、私は早急に豊郷でそういう待機児童が出てしまうような状態を解消していかなくてはいけないと思うんです。そのことを具体化していただきたいと考えています。今後の今年度の取り組みはどのようなふうを考えているのか、ちょっとそれはお聞きしたいです。

それから、保育園の給食の件なんですけど、かつては豊郷町は官民、町立保育園も民間保育園も検討会をして、子どもの昼食を同じメニューでやっていた時期もあるんです。あそこが、日栄小が複合化になりまして、あの当時はデイサービスと保育園と一緒に給食をつくってたという事情がありまして、あの当時は、だから町の調理員さんと当時用務員さんもお手伝いしてくれはって、デイサービスの人とか、保育園のやっぱりちっちゃい子の刻み食も食べられないまだゼロ歳児っているわけじゃないですか。そういう人たちに対しては、軟食、すり潰したようなのもつくってはったわけですよ。

でも、それが小学校の児童の給食と同じには与えられないというのは、豊小の場合は幼稚園3歳児以降やからほとんど小学校給食でも対応はできるんですけど、今、愛里保育園でゼロ歳児が5人いるんですけど、やっぱりその子の月齢によっては食べれるものと食べれないものがあるんですよ。そういうのを保育園側もいたし方なく、親にその子用のお弁当持ってきてとか、そういう対応もしなくてはいけないような状況になっているんです。

それと、一方、町立ではない民間の崇徳保育園にもそういったゼロ歳児保育はやっていただいているわけじゃないですか。そこではそのゼロ歳児の保護者に対して、先に毎月の給食予定表をその始まる半月前ぐらいにお渡しして、おたくのお子さんはこれはメニューで食べれるのと食べれないのを全部チェックしてくださいと。今どういうの食べてるかチェックしてもらって、食べれないやつは違うものを代用にして、その子の発達に応じて調理員さんが確保してつくっていると。あそこは給食で6人ぐらい対応してくれているらしいんですけどね。

でも、それは同じ町内で保育を受けるのであれば、親にとってみれば、町立であろうが民間であろうが、同じやっぱし対応していただきたいというのは当然のことだと思うんですよ。それが町立のほうでは学校の給食の中での対応しかできない。もう刻みで精いっぱいという形でね。それで食べない子がいるという実態があるということに対しては早急に私は改良しなきゃいけないんじゃないかというふうに思っているんですが、このために専用の調理員をふやすということも

一つの改善の方策だと考えていますけれども。

その返答というのは、もう子どもはこれからまだふえるんですよ。やっぱりゼロ才の子というのはこれからふえますし、そういうことを考えるべきだと思っ  
ていますけれども、それについてはどのように思っているか、説明を求めます。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の再質問にお答えいたします。

現在、愛里保育園ではゼロ歳児6名おられますけれども、1歳児に近い、もう流動食も過ぎた1歳児に近いゼロ歳児を預かっておられます。ですので、流動食、そういうようなどろっとした流動食は必要ない、刻み給食もよく刻んでいけば対応できるという子たちになっております。

崇徳さんは専用の調理員さんがおられますので、それに時間をかけておられますけれども、愛里保育園のほうは日栄小学校の調理員さんがその限られた中でやっておられます。刻み給食も十分でない場合は、保育士さんが子どもに与える直前にスプーンの裏でもう一度潰して、よく保育士の目で、これは大丈夫と判断した上で与えておられる、そういうところが現実であります。

今後、もう保育士がだんだん足りないのは県下、私先ほども言いましたとおりなんです。今後、町の方針もいろいろ協議しながら考えていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん。再々質問ですね。

今村議員 再々質問です。

学校給食と併用でやっているという、伊藤町政になってそういうことが始まったんですけれども、日栄小学校の学校給食の調理員さんというのは、今はみんな再任用と臨職という形で5人の方がいらっしゃるんですけどね。それは小学校のお子さん、学校給食と、そしてあの保育園のお子さんの給食をこれでいくとわず  
か5人でやっているんですよ。

崇徳さんは、今九十何人とおっしゃってましたわ。調理の人たちが6人でやっていますとおっしゃってたからね。私は、やっぱり子どもの発達に応じてそういう調理員さんをちゃんと専任で配置して、やっぱり食育をこんだけ叫んでいる時代に、そんなゼロ歳児から、一番初めっていろんな食材に接触するときですよ。そのときにその子がもうそれに食事になじめなかったら、やっぱりずっと響いていきますでしょう。だから、そういうことってやっぱりもっと大事に考えていた

だきたいと。

これは町長にも申し上げたいんですけど、そういうことをやっぱり町として、民間であろうが町立であろうが同じ同一サービスをしていただくというのは町民にとっては当たり前の要求だと思うんです。

だから、今、刻み食でも行けてるっておっしゃいますが、刻み食で行けてない子が来たときはそれで行けないわけじゃないですか。そういう保育士さんが潰したりとか、そんなんはあるものを潰すんですよ。

崇徳ではやっぱりその子の発達において保護者に聞いて、これは今食べられませんよ、まだ食べていませんよというのは、その子の食べれる食材にかえているんです。そういうことができるやっぱり調査して、ちゃんとしてあげれる調理員さんというのはうちの町では必要だと思います。

3月議会のときも保育所の増設、乳児院の増設とかを申し上げたときには、調理室が必要になると。保育士も確保できませんと、すごく消極論でしたけれども、具体的なやっぱり苦情が出て今の現状で、待機児童も出てる状況で、それは町全体として子育て支援の一環ですので、ぜひ考えていただきたいと思うんですが、そういう取り組みは今年度ではしていただけないのか、町長か、担当課でも構いませんので、再度答弁を求めます。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

愛里保育園でも崇徳保育園と同じようにゼロ歳児、1歳児には無理なものもございます。その場合は、保護者の方にいつも家で食べておられるものをタッパに入れてもらって持ってこられ、冷蔵庫に保管し、チンして提供しているということも聞いております。

献立表も早目に保護者に渡して対処してもらっているということは、以前にも愛里保育園の園長のほうから聞いております。今後の方針といたしまして、やはり近隣はどうなっているのかなという、やっぱり近隣の動向を見ながら、やっぱり豊郷町も待機児童はおりますけれども、緊急を要するようなことではまだございません。まだ1歳児、刻み給食で間に合っている園児が多数おりますので、とにかく現状を把握しながら、近隣を見ながら考えていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん。次の質問です。

今村議員 続きまして、国保税の差し押さえ・滞納処分を問うということで。今、いのち

を守るべき国民健康保険で国保税が払えず、差し押さえ・滞納処分が起きています。

まず、豊郷町の平成26年度、これは27年度決算がもう出ているんですよね。済みません。ここは私の書き間違いです。27年度です。申しわけありません。

西澤博一議長

27年度ですね。

今村議員

はい。

まず、豊郷町の平成27年度における滞納世帯数、差し押さえ件数、差し押さえ金額、1件当たりの差し押さえ金額を明らかにしてください。

次に、税務課では滞納者に対する滞納相談もしていますが、差し押さえの決定はどのような基準でしていますか。説明を求めます。

また、滞納者の生活再建に町行政もアドバイスをして滞納も減らしていく取り組みが大事ですが、見解を求めます。

税務課長

議長。

西澤博一議長

西山税務課長。

税務課長

今村議員の国民健康保険税の差押さえ・滞納処分についてお答えいたします。

まず最初に、質問が26年度でしたので、26年度の国保税の滞納世帯数、差し押さえ件数、差し押さえ金額、1件当たりの差し押さえ金額についてお答えいたします。

平成26年度滞納件数208件、差し押さえ件数12件、差し押さえ金額57万613円、1件当たり平均差し押さえ金額4万7,500円でございます。

続きまして、27年度の滞納件数ですが、202件、差し押さえ件数6件、差し押さえ金額36万5,641円、1件当たりの平均差し押さえ金額は6万900円でございます。

次に、差し押さえの決定はどのような基準でしているのかとのご質問ですが、税務課では滞納者に対し督促状や未納通知を発送し、その後、催告書や差押予告書を送付し、応答のない滞納者については各機関へ実態調査や預金調査、給与調査などを事前に行い、納税相談を促します。しかし、再三の催告や差し押さえ予告にも応答のない滞納者については、地方税法に基づき滞納処分を執行しております。

次に、滞納者の生活再建に町行政もアドバイスをして滞納も減らしていく取り組みが大事ですとの見解ですが、滞納者の生活再建については、納税相談等の場において滞納者の所得状況や生活状況等の聞き取りをした後、それらを考慮した上で今後滞納額を減らしていく納付計画を作成し、納税相談を行っております。

以上です。

今村議員 議長。

西澤博一議長 再質問。

今村議員 最初の質問で、滞納件数のほうですよ。26年度、27年度ということで、滞納世帯数、それから差し押さえ件数、差し押さえ金額、1件当たりの金額ということで、今説明をいただいたんですけども、差し押さえをするには、先ほどおっしゃったようにいろいろ法律に沿ってという形ではありますが、27年度、また26年度で差し押さえした12件と6件、合計18件あるんですね。その中で、差押禁止財産というのが国税徴収法75条から78条に明記されていて、生活必需品や事業に不可欠なもの、さらには生活保護費、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などは差し押さえが例外なく禁止されています。

さらに、差し押さえが制限されているのは、給料や年金などで最低生活費と公租公課の金額は差し押さえしてはならないというふうになっております。

そういう中で、滞納処分の執行停止を定めた国税徴収法第153条は、1項2号で、滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、過酷執行を許さない立場ということで明記されていますけれども、この26年、27年で差し押さえをしました18件は、こういった国税徴収法の差押禁止財産、また執行停止の処分という形の中では当てはまらなかったということだと思っておりますが、その具体的に中身としてそれ当てはまらなかった理由は、説明をいただきたいと思っております。

それと、私が今回、この生活再建の道をと、そのことも町として支援をしていただきたいと。昔はよくサラ金の借金に追われて生活できなかつたとか、そういう人もいたんですが、今はもうこの借金で行き着く先は自己破産か廃業か生活保護と、そういう家庭崩壊になるんじゃないかと、生活を徐々にでも再建していくという援助を町としても考えていくということが滞納税の回収にもつながっていくと思うんですが、そういった相談は受けて、ほかの課と連携してやっているんでしょうか。その点の答弁を求めます。

税務課長 議長

西澤博一議長 西山税務課長。

税務課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました国保税の滞納案件について、具体的に当てはまらない理由ということでございますが。当然、差押禁止財産ということで把握している部分がありますので、その分が入った預金等には差し押さえは行っておりません。

今村議員 具体的に何を差し押さえたのか。

税務課長 平成26年度で12件の内訳でございますが、預貯金7件、所得税の還付金3

件、診療報酬1件、出資金1件でございます。

以上でございます。

今 村 議 員 27年度は。

税 務 課 長 27年度。6件の内訳ですが、預貯金2件、所得税還付金3件、自動車税還付金1件です。

以上です。

今 村 議 員 納税相談のほうの再建のほうは。納税相談でやっているとおっしゃったじゃないですか。生活再建で具体的に町が取り組んでいることは。

税 務 課 長 滞納者の生活再建についてどのような感じかというご質問ですが。滞納者の所得状況、生活状況を聞き取り、収入状況と支出状況を把握して、納税者の支払い可能な金額を相談して制約金額を設定するように相談しております。

以上です。

今 村 議 員 議長。

西澤博一議長 今村さん。再々質問。

今 村 議 員 その差し押さえの先ほど私申し上げましたけど、滞納処分の執行停止、差し押さえの処分というのは26年、27年度で、今は執行した差し押さえ件数だけなんですけど、この18件以外に執行停止した件数はなかったんでしょうか。

以前は執行停止もしましたって聞いたんですけど。やっぱり差し押さえすることでもうそれこそ仕事も行けない、生活もできない。生活費が、あしたから食べるお金がなくなるとか、そういうのは大変なことです。やっぱりその執行停止の処分というのは非常に大切な生存権の問題なんですね、国民としてはね。

それで、豊郷町国民健康保険税条例ってありますけれども、ここに国保税の減免制度で町が25条に書いてあるんですが、これもかつて、この辺をもっと具体的に充実化せなあかんと。滞納者に対してもそういった情報をつくっていったりとか、低所得者の項目をもっとふやすべきだということを申し上げていますが、全く変わらないんですね。

滞納に陥ったいろんな状況が、原因があるわけですから、そういったことを町全体でやっぱり考えるべきじゃないかと思うんですが、この滞納処分の執行停止を26年、27年で行ったケースがあるのかどうかというのと、町の条例、国保税条例の中でのこの国民健康保険税の減免という規定の中で、これはもう非常に漠然として、これもお聞きしました。何件しましたかって聞きましたけどね、あ のときにも。ほんの数件という話だったんですが、町長は国民健康保険税の納税者のうち、災害その他特別な事情により生活が著しく困難となったもの、またはこれに準ずると認められるもののうち、特に必要があると認められるものに対し

ては国民健康保険税の減免をすることができると書いてあるんで、この抽象的な特別の事情による生活が著しく困難になったものというのは、これに関しては別途そういう要綱をつくるべきだって再三申し上げているんですけど、何もつくりませんけれども。これは先進的にやっている他の自治体もありますので、ぜひこれは検討して研究していただきたいと思います。

最後です。その実態をもう一度説明してください。

税務課長 議長。

西澤博一議長 西山税務課長。

税務課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

生活困窮者、いわゆる生活保護を受給されている方につきましては、うちの税務課といたしましても各関係機関に調査をし、受給資格者であるのが確認できた時点で執行停止をさせていただいております。

あと、国保税についての減免なんですけれども、減免というか、軽減なんですけれども、非自発的の失業者ということで、急に会社等を解雇等みずから望まない形でやめられた方については、申請をしていただくことによって国保税の軽減を受けることがありますので、納税相談の際にそういうことでありましたら申請をするように進めています。

以上です。

今村議員 生活保護世帯というのは生活保護で決まっているから、これは当たり前のことです。それと違うの、私が聞いたのは。

西澤博一議長 次の質問をお願いします。次の質問。

今村議員 今、答弁になっていなかった。今言うたじゃない。それは当たり前のことやって。それ以外のことを聞いてるんやって。答弁になっていなかったよ、今のは。そんなんは生保の、ほかの料金みんなそうよ。

税務課長 済みません。納税相談についてなんですけれども。

今村議員 具体的に。執行停止したほかの事例はないのかって聞いているの。ないの。

税務課長 ございます。

今村議員 あるっていうことやね。

税務課長 はい。

今村議員 はい、わかりました。

次の質問行きます。

「部落差別」固定化法案に対する反対表明をということで町長にお尋ねいたします。

2016年5月19日、自民・公明・民進の3党共同提案で衆議院に提出され

た部落差別解消の推進に関する法律案は、現在、継続審議となっています。この法案を読むと、部落差別を固定化し、国、地方団体の責務をうたい、相談体制、教育、啓発、部落差別の実態調査など部落差別と同和利権を固定化して永久化する内容で、断固私は反対です。

まず、豊郷町長のこの法案に対する見解を求めます。

また、町村会や関係自治体などと連携し、国に対しこの法案に対する反対意見書を検討していただきたいと考えていますけれども、町長の見解を伺います。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 12番、今村議員さんの質問にお答えいたします。

長年実施してきた同和対策事業によって差別解消に向けた環境改善事業へ進んできました。また、心理的差別については、あらゆる就労、教育施策と町民全体の理解と協力によって差別解消に向かっていると理解しているところでございます。しかし、依然としてネット社会の中で人権を無視した誹謗中傷や差別書き込みが後を絶たないのが実情であります。また、ネット上では、『部落地名総鑑』の復刻版が公開されるなど、全国的に問題になっております。

さて、質問の法案については、議員提案であることから町としては見解は差し控えさせていただき、今後の国会審議を注視していきたいと思っております。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん。再質問。

今村議員 今、町長の見解は今後の国会審議を見ていきたいと、注視していきたいという形で、反対という表明はなかったですね。今の言葉で言うと。

私は、この問題で今回取り上げましたのは、やはり豊郷町でも長きにわたって同和対策事業が取り組まれました。1965年の同和対策審議会答申を受けて、その後同和立法ができて、特別対策で、国、地方合わせて16兆円以上の国費が投入されて、2002年の3月に一応この法律失効、終結ということになっています。

その後はずっと一般対策という形で人権問題、そういった、先ほどおっしゃったヘイトスピーチみたいな、そういう人権差別の問題とかいうのに対しても取り組んできているわけです。

この法律が何が問題かというのは、この法案を読みますと、この下のほうにも書いてありますが、また部落差別を国、地方団体の責務として、相談体制、教育、啓発、部落差別の実態調査、こういったことをちゃんとやれというようなことがうたわれています。

このことは、法案で部落差別の解消をするために部落と部落外を永久的に分け隔てをして部落問題を永久に残すことになるという、今、やっぱり豊郷でももう町内でそういう混住化がいっぱい進んでいるんですね。そういう町内でも結婚もしていますし。その中で、今度また新たにこういったことを蒸し返すようなやり方で持っていくということが非常に私は問題だと思っているんですね。

これはうちの町にとってもこのことが決していい方向には行かないと考えているんですけれども、町長はこの法案でそういう実態調査をという形で出てくるということは、町に対しても今後またそういった相談活動、またいろいろな調査をして、そのために町費を使っていく、国費も使っていく。このことで本当に部落差別の解消というような、そういう法律の名のもとに、もう部落を永久化するような形になっていくということに対しての懸念はないんでしょうか。今のやり方、国が出してくるこの法律自体は、もう時代錯誤だと私は思いますけれども、もしこれが成立することによる町が受ける町行政としてのそういう対策を強いられていくということに対して、今の時点で懸念は持っていないのかということをお聞きしたいのですけれども。

町としては、隣保館がありますし、さらにそういうそういった活動の中で調査活動や、またそういう事象、そういったいろんなことで法律にのっかってそんなことに税金、国費が使われるってということが、私は有害無益な国費の浪費だと思っているんですけれども、それについてどう思われるか、ちょっと見解を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員さんの再質問にお答えします。

先ほど申しましたように、これは議員提案でありまして、その提案される方の思いもありますし、また先ほど今村さんがおっしゃっているようなそういう考え方もあろうかと。

今後、やはり国会の中で審議されて、どういう形で成案になるかならんか、今現在継続審議中で、相当な、私はこの審議に時間がかかるのではないかなと、こういう思いであります。

そういった中で、仮定の話には、私、町としての見解は述べられないということでございますので、よろしく申し上げます。

今村議員 議長。

西澤博一議長 再々質問。

今村議員 町長は法も成立していないそういう仮定の話には今の時点で見解は述べたく

ないという、そういう町長の見解を今お聞きしました。でも、今回質問に上げましたのは、この同対審の答申を受けて豊郷町でもその同和対策事業、町は100億近くのお金をかけたと言われてはいますが、そういった中で随分町内の関係地区の地域改善、またほかの地域の人たちとも交流も進んで、豊郷はすごくいい意味でのこの同和立法による特別対策が充実した町だと思うんです、私は。

だから、そういう町からぜひ、今の時代、部落問題というのは、それは過去におけるそういう一部特定地域に対する人権差別ですよ。歴史的背景もありますし、明治時代のそういう歴史的な背景もあります。ただ、それは差別の人権問題の一つとしては皆が理解していく、そういう理解と教育を受けることは、啓発を受けることは必要ですけども、法律として残すということは、法律は存在すればひとり歩きしていきますし、それが固定化されていくということが、この2002年にもう当時、国の段階で当初の目的は達成したということで時限立法はもう失効し、解消されたわけじゃないですか。

その時点のやっぱり国と地方の努力してきた、33年間も努力してきた、豊郷町でもその成果が出ていると。それをまだ今後、こういう時間を逆戻しするような法律に対しては、私は非常に今後、豊郷ではこれがまた逆行して、同じような同和利権がはびこるような行政にそういったことがまた出てくるような懸念を非常に、これが今はまだできていませんから、そんなことは想定範囲ですけども、危険性は非常にあると思うんです。だから、そういう面でぜひ町長はそういったことも二町連絡会で東京に行かれたり、いろんな関係団体といろんな接触もされているという中で、ぜひ声を上げて、やっぱりよい今の状況を拡大していくという方向で私は発信をしていただきたいと思いますので、それは町長にお願いということでやっていきたいと思えます。

これに対して町長の見解、最後に聞きます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 再々質問にお答えいたします。

今現在、課題解決に向けて本町としてはまだ取り組んでいる状況でございますし、やっぱり現在の課題をしっかりと解決するのがまず第一であろうと、こういう思いでもあります。

それと、いろいろな考え方があるというのは私も重々承知しておりますし、そして今、いろんな団体、そしてまた町村会におきましても、町長さん、いろいろな考え方がございますので、それを一つにまとめるというのは大変難しゅうございます。そういった中で、やっぱりその点もご理解いただきたいと思います。よ

ろしくお願いします。

今村議員 議長。

西澤博一議長 次の質問。

今村議員 続きまして、改良住宅譲渡の早期完了へ。

改良住宅譲渡事業が完了するために、今後予想される問題は何ですか。

入居者の高齢化も進む中、分離できないタイプの譲渡や緑地、公園、物置などの対応などもどう考えているのか、今後の町の方向性と完了時期について答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、12番、今村議員の質問にお答えいたします。

豊郷町改良住宅譲渡に関する基本方針を大幅に見直し、平成26年12月に基本方針を改訂し、全入居者に改良住宅の譲渡についてチラシを全戸配布させていただいて、現在、30年を経過した分離できる住宅を先行して譲渡事業を進めているところでございます。

譲渡事業推進に当たりまして、本町の最大の課題は分離できない住宅80戸の対応でありまして、分離できないタイプについても国土交通省は両者合意のもと、片側譲渡も認めていただけるようになりましてけれども、今後、将来に管理面などが懸念されております。本町として今後の方向性につきましては分離できるタイプで交渉がまだの入居者との譲渡交渉を進める中で、分離できないタイプの入居者からも譲渡要望が寄せられていることも踏まえまして、入居者の高齢化が進んでいる中で、各入居者それぞれの意向や思いを一戸一戸聞き取りながら、現実的な対応をしていきたいというふうに考えております。

また、平成27年1月30日付で国から耐用年数を経過した改良住宅の処分についての通達がございまして、耐用年数45年を経過した場合の改良住宅につきましては、国の承認を必要とせず、地方の判断で譲渡することが可能となりました。このことを踏まえまして、譲渡完了の時期や緑地公園の対応についても今後検討していきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん。再質問。

今村議員 再質問。

努力していただいているんですが、この27年1月付で45年をもう経過した改良住宅、全体で何戸あるんですか。

それと、緑地公園、物置等もあるんですけれども、こういうのはどういう方向

で次は考えているのか、方向性をちゃんと示していただきたいと思います。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 改良住宅に隣接する緑地並びに残地につきましては、隣接する住宅の方に譲渡をする際に隣の緑地、残地につきましても、お話をする中で要望がございましたら隣接する形での譲渡という形の話し合いもさせていただく中で処理していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

今村議員 45年過ぎたのは何戸ですか。27年の通達で45年過ぎたのは、今現状として何戸。

人権政策課長 今、通達で行きます45年過ぎた住宅についてはまだございませんので、今後、3年、4年を経過いたしますとそういう住宅が出てくるということになります。

今村議員 議長。

西澤博一議長 再々質問。

今村議員 今、分離型の譲渡契約ができてはいるんですけど、3年、4年というとその分離不能型というのが一番古いタイプじゃないですか。その人たちは3年、4年まだ待たなあかんという話になるんですか、それとも先ほどおっしゃった片側譲渡のもう先にこの間もできるところから全部分離型もやっていくということなんですか。最後ですけど。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 分離できないタイプにつきましても、隣同士でご親族同士が住まわれている方につきましては、既に譲渡交渉ができて、契約もさせていただきました。登記も終わっております。そういう形で両者が合意のもとに協定書を結ばせていただいて譲渡契約を結んでいただけるという場合には、分離不可のところについても譲渡契約を進めていくという方向で進めていきたいと考えております。

今村議員 議長。次行きます。

西澤博一議長 はい、次の質問。

今村議員 続きまして、町同和对策事業で設置されたグラウンド・公園での有効利用をとということで。

豊郷町では、町の一大事業として同和对策事業が実施されました。現在、国の関係法が失効されてから久しくなります。この間、関係区のほうでグラウンドや公園、児童遊園などの除草管理などをしてこられましたが、ほとんど使われず草刈りだけをしているという現状です。

町の造成した公共の施設として、甚だもったいないと思います。必要ならば用途変更も考え、町民のために有効活用を図ることを検討すべきではないでしょうか。町の見解を求めます。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員のグラウンド・公園などの有効利用をという質問に対してお答えいたします。

同和対策事業で設置されましたグラウンドや公園につきましては、区民の総意として進められてきた事業の性格上、その後の時代の変化の中で緑地や公園の利用者が年々減少しておりまして、その結果、草が生えて付近住民から苦情が出ているということから、毎年、自治会が除草作業に苦勞されているということは把握しております。

しかし、今回のご質問の公園等の有効活用につきましては、緑地や公園を他の用途に使うためには設置された経緯がございますので、自治会の了解がない限り、町独自で用途を変更するということとはできないと思っております。

現在、自治会内部でも役員会等で検討をされているということを知っておりまして、その協議結果を踏まえまして、町としての今後の対応を検討していきたいというふうに考えております。

今村議員 議長。再質問。

西澤博一議長 再質問。

今村議員 同和対策事業が大分進んだころ、ちょうど担当者の人にもうドーナツ化現象起きているから事業変更して、緑地や、その公園、児童遊園とか減らしたらどうですかって私言ったことあるんですけどね。そのときにはもう既に国の認可を受けているから、そういうような事業変更はできないみたいな感じで公園がつけられた経緯もあるんです。でも、その中で特に思うのは、大町のどんぐり広場と三ツ池の集会所のグラウンド、あの2つは広さは広いんですが、利用度が非常に少ないんです。だから、そこら辺はやっぱり町と区とも相談されるのは当然ですけど、やっぱりもっと有効活用をして、隣保館ではデイサービスもやっておられるわけやし、保育園も近くにあるんやし、いろんな面での活用ができると思うんです。それは今後の課題として、私はぜひやっぱりあれだけの広さもありますし、有効に使えばほんまにいい場所的にあると思うんです。そういったことを、それによって事業変更の手続もあるかもしれませんが、それは行政の仕事としてやればいいことなんで、ぜひそういうことを検討して、町長にはそれ申し上げたいんです。そういったことで、やっぱり豊郷のある資源を有効に使っていくと

いうことで考えていただきたいと思うんですが、答弁を今後の課題としてそういうことを検討していただくということで、町長、答弁を求めたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再々質問にお答えします。

先ほど課長がお答えしましたように、やはり自治会からいろんな答えが出てくると思います。それにあわせて我々も考えてまいりたい、こういう思いでございますので、よろしく願いいたします。

今村議員 次行きます。

西澤博一議長 はい。

今村議員 続きまして、生ごみ堆肥化肥料を使用した豊郷野菜の生産をということで町にお尋ねしたいんですけど。

町の支援も受けてとよさと特産物振興協議会では「とよ坊かぼちゃん」の生産拡大と販路拡大、商品開発に力を入れてきています。また、豊郷町では青年農業起業に対しても支援をしています。

そこで、豊郷産の野菜に付加価値をつける一つの方策として豊郷産の生ごみを使った堆肥化事業でできる生ごみ肥料で育てた豊郷野菜の生産にも町の農業振興政策として支援、取り組みをしていくことも私は町の農業振興には役に立つと思っております、それについての町の見解を伺います。

産業振興課長 議長。

西澤博一議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 それでは、12番、今村議員の一般質問にお答えします。

生ごみ堆肥化肥料使用の豊郷野菜の生産にも町の農業振興政策として取り組んではどうかというご質問ですが、本町が生ごみ減量堆肥化推進事業で取り組んでおります生ごみの堆肥化生産量としまして、平成26年度で5.5トン、27年度で8.3トンの生産がございました。

野菜づくりの堆肥としては数量が確保できません。また、野菜づくりに使おうとすれば成分検査とか生産履歴等が必要になってきます。堆肥の利用方法としましては、家庭菜園等の土壌づくりを堆肥として利用していただければいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

今村議員 議長。

西澤博一議長 残り11秒、30分過ぎたら停止いたします。

今村議員 だから、町が支援したらどうですかと言ってるんです。町長にも申し上げたい

んですけど。やっぱりそういう豊郷の付加価値をつけたそういった特産物をつくっていくというのは町も支援してやるべきだと思います。

私の意見です、これは。

西澤博一議長 答弁求めるんですか。よろしいですね。6秒過ぎていますがけれども。

今村議員 町長か、どちらでも、議長がそう言うてくださったから言うてください。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えします。

課長言いましたように、量が足りないんです。家庭菜園で使われる量で大方全部出てきます堆肥化は処理できております。

それと、やっぱり一つの物をつくっていくとなると、堆肥化の成分分析をして、肥料としてするのであればそこで再加工して、やっぱり肥料成分を明示していかなければならない。こういうのをやりましたという生産履歴をつけられないと市場にはなかなか出しづらいと。堆肥としてはよろしいですがけれども、そこまでまだ量がないということでご理解のほどよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 1番、中島議員の一般質問を許可します。

中島議員 議長。

西澤博一議長 中島議員。

中島議員 それでは、一問一答で一般質問をさせていただきます。

質問事項ですが、空き家対策、その後の進捗について。

3月の定例会でも一般質問をさせていただきました。空き家対策にかかわる対応方針についてお伺いいたします。

前回の一般質問では、本町の空き家住宅は98戸、空き家店舗は24戸、計122戸で、また空き家住宅等台帳の作成及びデータベースの整備を行っているとなりました。

そこで以下の点を質問させていただきます。

1、空き家住宅台帳の作成、データベースの進捗状況と今後の運用方法は。

2、空き家問題に対する本町の基本指針の策定と具体的考え方は。

3、本町での支援事業、支援制度についての研究内容は進んでいるのか。

以上の点について答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

西澤博一議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 1番、中島議員のご質問にお答えいたします。

空き家対策、その後の進捗についてのまず1点目の空き家住宅台帳の作成、デ

データベースの進捗状況と今後の運用についてお答えいたします。

空き家住宅台帳及びデータベースについてですが、平成27年10月に株式会社ゼンリンと空き家実態調査委託契約を締結し、本年3月末に空き家住宅台帳及びデータベースが完成したわけですが、調査全体についてご説明させていただきますと、平成25年度に実施しました自治会調査での空き家情報が72軒、それから株式会社ゼンリンの空き家情報の107軒、それから重複分26軒を差し引いた153軒を対象に危険度の実態調査を行いました。その際の調査結果につきましては、本年3月議会での答弁で空き家が122軒とお答えさせていただきましたが、その後の再調査の結果、空き家が109軒、更地が9軒、居住が22軒、対象外13軒でありました。

空き家の109軒中の危険家屋の調査結果が、危険度AからDに分けますとポイントによりランク設定されており、ランクAは小さな修理による再利用が可能、ランクBは管理が行き届いていないが当面の危険性はない、ランクCは管理が行き届いておらず損傷が激しい、ランクDは危険性があり除却の必要があるものと、それぞれ位置づけられまして、それぞれの軒数を申し上げますと、ランクAが90軒、ランクBが11軒、ランクCが6軒、ランクDが2軒でございました。

次に、このデータをもととした今後の運用についてですが、9月1日の全員協議会でご説明申し上げました地方創生推進交付金事業の中で所有者意向調査及び空き家バンクの構築を考えているところでございます。

次に、2点目の空き家問題に対する本町の基本方針の策定と具体的な考え方についてお答えいたします。

前回3月議会における答弁で、平成28年度の税制改正あるいは予算等を踏まえ、今後の国の改正を注視しつつ、本町の方針策定に取り組みたいとのことでしたが、今の段階におきましては状況は変わっておりません。

滋賀県の市町の状況におきましても、空き家対策協議会や空き家対策計画の策定、空き家適正管理に関する条例等の取り組みについても市町それぞれであります。空き家対策計画につきましては他の多くの市町が策定予定と聞いており、本町においても早急に取り組む必要があるものと考えているところでございます。

最後に3点目の、本町での支援事業、支援制度についての研究内容は進んでいるのかのお尋ねにお答えいたします。

空き家の改修支援や空き家の除却支援、また移住者向けの空き家活用促進支援等でございますが、この制度について滋賀県下の市町の状況も踏まえ、今後検討し

てまいりたいと考えているところでございます。

その中で、全員協議会においてご説明申し上げましたが、インバウンド宿泊施設や子育て拠点としての空き家活用について地方創生推進事業により支援を行いたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

中島議員 議長。再質問。

西澤博一議長 再質問。

中島議員 地方創生事業の一環として空き家で子育て、今、インバウンドですか、事業を計画され、空き家を有効活用されるということは非常に興味があつて、空き家対策の一環として進めていただきたいというふうに思います。

しかしながら、空き家問題の本質はそこではなく、今後、空き家が増加する一方、今回の地方創生事業から外れ、対象にならない空き家に関しては地方はいろんな角度から対応を考えておられるとは思いますが、どのように具体的に考えておられるか、答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

西澤博一議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 1番、中島議員の再質問にお答えします。

先ほどのご質問の中は、今利活用できる空き家じゃなくって、危険建物の空き家についての方針というふうに捉えたんですけど、それでよろしいでしょうか。

中島議員 現在、空き家のもの。

企画振興課長 先ほど答弁の中で、Aが90軒、それからBが11軒ということで、約101軒ほどが空き家ありますし、今後も増加の見込みもあると考えておるんですけども、これについては、先ほど申し上げました空き家の意向調査を行って、それから空き家バンクの構築、それに伴ってオーナーさんのご希望により、当然、賃貸の契約をすとか、それから譲渡したいとかということで、その空き家バンクの構築を進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

中島議員 議長。

西澤博一議長 再々質問。

中島議員 全て地方創生事業の一環と、町の考え方ということでありますが、やはり空き家が近隣にある近隣の住民さんにとってはまだまだ不安も残るところで、樹木の手入れもされず、雑草が生い茂った状態になり、不安な意見もあります。

前回の全員協議会の、シルバー人材センターさんを活用して管理等のお話もあったかと思いますが、少し幅を広げて、近隣住民の不安を除くためにもシルバー

人材さんの空き家雑草樹木の枝おろしなどの管理を少し幅を広げて行っていただければと思います。

また、自治会またはシルバー人材センターさんでいろんな空き家の問題がここに出てくるかと思いますが、ワンストップで対応できるような形で進めている自治体もあると聞きます。

そのような考え方を含めて、少し幅を広げて、全体的には空き家の問題というのはいろんな問題があつて、なかなか対応しにくいところは承知しているところでございますが、近隣の住民さんの不安を少しでも軽減するに当たって、今言ったような、できるところから進めていくような考え方はないのでしょうか。

企画振興課長 議長。

西澤博一議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 1番、中島議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど空き家の管理としてシルバー人材センターの話が出てましたが、これは私は全員協議会においてですけれども、今回の推進交付金の関係の空き家バンクの構築の中で、例えば事業の中でシルバー人材センターの管理をというお話をさせていただいたところでございます。

ただし、今、管理について幅を広げるということは確かにシルバー人材センターの活用もよかれかなと思います。

それから、危険建物のあることは本人さん、近隣の住民の不安があるという、不安を軽減してほしいということなんですけれども。現在、クレームといいますか、苦情件数というのは28年度も4月以降、私、ここ来てからですけれども、7件ございまして、雑草やら雑木ですけれども。その中でプラスミツバチの大きな巣があったりするんですけれども。電話番号わかるものについては当然連絡しますし、それぞれが文書について配達記録で適正管理通知をお送りさせていただいた中で、全体7件でようやく3件ほどが連絡とれて処理済み、それから処理予定ということを知っております。残りの4件については、当然、現況写真をお送りし、特定記録で送っているんですけれども、残念ながら状況は変わっていないものがあるのが現状でございます。

ただ、何分個人の持ち分でありますので、それをシルバーに委託してそれを管理するという事は、当然個人の同意がなかったらできないものでありますので、今後、空き家バンクの中でちょっと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

中島議員 議長。

西澤博一議長 次の質問。

中島議員　それでは、次の質問に入らせていただきます。

防犯カメラを活用した防犯対策と地域防犯対策の強化について町の考えを問う。

町内には人通りの少ないところが通学路として指定されている箇所も多く、帰り道や夕方以降、防犯面で不安なところもあります。街路灯、防犯灯の普及や地域の見守り活動によって未然防止を図るということも一定の効果が期待できますが、通学路の安全確保、主要幹線道路などの事件・事故の起こりやすい箇所については、防犯カメラの設置を町民の命と財産を守る安心・安全な社会づくりに不可欠な設備として積極的に進めていくべきであると考えます。

そこで以下の点を質問いたします。

1、通学路、町内主要道路、幹線道路を中心に防犯カメラ設置促進を図るべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

2、本町の防犯カメラ設置状況と他市町との比較はどのような推移になっているのか。

3、既に防犯カメラに特化した設置事業が開始されるなど、必要性を認識する自治体がふえてきていますが、本町ではどのような認識をされているのか。

4、自治体や民間の防犯カメラ設置に対して補助する自治体が全国的にふえているが、こうした補助制度について本町はどのように考えているのか。

以上の点について答弁を求めます。

総務課長　議長。

西澤博一議長　村田総務課長。

総務課長　1番、中島議員の防犯カメラを活用した防犯対策と地域防犯対策の強化についての町の考えを問うについてお答えをさせていただきます。

まず1点目の通学路、町内主要道路、幹線道路への防犯カメラの設置促進についてでございますが。

現状、通学路、町内主要道路、幹線道路に自治体がカメラを設置している事例は余りないようにお聞きをしております。このことは、広範囲であるため、困難な状況にあるようにということも聞いております。

主要道路へのカメラ設置については、今後引き続いて研究をしてみたいと考えております。

次、2点目の本町の防犯カメラ設置状況と他市町との比較はどのような推移なのかについてでございますが。

本町の防犯カメラの設置状況としましては、まず施設の所管課及び施設管理者で設置していますが、現状、豊郷小学校で4台、日栄小学校で4台、豊日中学

校で12台、豊郷幼稚園で4台、愛里保育園で2台、町民体育館で3台、それに公営住宅のジョイ・椿原10台、上枝団地が4台、レイクサイド4台の計47台で、現状、公共施設の設置のみということでございます。

他の市町の状況でございますが、公共施設の設置等については本町とほぼ同様に考えています。

それ以外には、自治会や商店街等に設置されている防犯カメラにつきましては、お聞きしている範囲では、彦根市では平成26年度に29台、27年度には14台、多賀町では27年度1台、甲良町でも同様に27年度1台が設置されている状況でございます。

3点目の防犯カメラに特化した設置事業の必要性の認識についてでございますが、防犯カメラ設置につきましては平成27年9月議会で高橋議員の一般質問にありましたように、安心・安全なまちづくりについての防犯カメラの設置についてご質問にお答えをさせていただきました内容と現時点で変更はございません。

防犯カメラの設置は、犯罪発生時には犯人の早期検挙につながり、犯罪抑止効果の高まりや地域住民の防犯意識の向上や自主防犯活動の活性化の相乗効果が期待できます。しかし、一方では防犯カメラに記録された個人の画像は特定の人物を識別することができる個人情報の問題が生じることがあります。設置については、地域住民のご理解と設置場所の管理者等の同意が必要ということになります。しかしながら、今日の社会状況を鑑みますと、防犯カメラ設置については必要であることは認識しているところでございます。

4点目の自治会や民間の防犯カメラの設置に対しての補助制度についてでございますが、近隣市町では現在のところ、独自の補助制度を設けているところはないように聞いております。

ただ、滋賀県の警察本部が行っております地域見守りカメラ設置促進事業制度というものがございます。この制度は滋賀県内の自治会または自主防犯団体に対する無償貸与契約に基づきカメラを設置されているものでございます。

今後、まずこの制度の活用を各自治会へ普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

中島議員 議長。

西澤博一議長 再質問。

中島議員 では、再質問に入ります。

防犯カメラを設置するに当たっては、先ほども言われましたように、個人のプライバシーや肖像権、個人情報の保護の対象になり、クリアしなければならない

問題はたくさんあるかと思えます。

しかし、全国的に防犯カメラ設置に向けて取り組みが行われている中、クリアすべき問題点というのはほぼ同じであろうというところで考えていますので、町民の安心・安全、また財産を守るために今後検討できるところはしっかりと検討していただきたいと思えます。

また、先ほどありましたように、同僚議員も先ほど防犯につき一般質問され、前回は本会議で以前にも一般質問されているという中で、町民の防犯カメラに対する関心や日々の生活の不安な思いのあらわれではないかというふうにも思っております。

空き巣や不審者の情報も聞いております。学校に通わされている親御さんからの不安な声も挙がっているという中で、しっかりと町のほうは今後対応をさせていただきたいというふうに思います。

また、地方創生事業の一環としてインバウンド事業とか、学生向けのシェアハウスも検討されていますが、それに伴い、旧豊郷小学校群がアニメの聖地として今地方から来られる観光客の方も増加されているような中、やはり町における安全・安心、その観光客の人たちも安全にいられるように、今後の検討を求めたいと思えますが、見解を。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

防犯カメラの設置につきましては、議員も仰せられましたように、まずは個人情報保護法の問題がございます。そういうことを鑑みますと、まずは町がカメラを設置するのではなく、必要な地域において地域の中でそういった防犯カメラの設置が可能な場合については、先ほど言いましたように滋賀県警察の活用をお願いしたいと。ですから、カメラについては地域でまずは設置した中で、そういった中で防犯カメラが今後普及するかもわかりませんが、まずはその地域で必要性がある場合については、やはり先には地域で設置をしてみたい。それについては、警察の活用できますように支援はしてみたいというふうに考えております。

中島議員 議長。

西澤博一議長 再々質問。

中島議員 再々質問というか、いろんな意味でたくさん豊郷町にも観光客なり、町民の方の安全・安心を守るという形で、たくさんの方が出入りされるかと思えます。今後も民間からとは言わず、公共からも少し考えてみればと思えますので、よろし

くお願いいたします。

以上です。

西澤博一議長 答弁はよろしいですか。

中島議員 はい。

西澤博一議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(午前11時44分 散会)